

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年9月30日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)
【代表者の役職氏名】	取締役 フランソワ・ジョン ( Francois John, Director )
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、 ウグランド・ハウス、私書箱309 ( PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands )
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大西信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 大西信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・ファンド・セレクト - ブラックストーン・リアルエステート・インカム・トラスト・ファンド ( Nomura Fund Select - Blackstone Real Estate Income Trust Fund )
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	100億米ドル（約1兆5,244億円）を上限とします。  (注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、 2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の 仲値である、1米ドル=152.44円によります。  (注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入して いる場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があり ます。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所 定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。した がって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合 もあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年6月28日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また、投資リスクの参考情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2 【訂正の内容】

### (1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概況	( ) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況 (3) 運用実績 (4) 販売及び買戻しの実績	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 (2) 運用実績 2 販売及び買戻しの実績	更新 追加または更新 追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額 (2) 事業の内容及び営業の状況	更新 更新
2 事業の内容及び営業の概況				
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他	(4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況	(3) その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company) (以下「管理会社」といいます。) により管理されるノムラ・ファンド・セレクト - ブラックストーン・リアルエステート・インカム・トラスト・ファンド (Nomura Fund Select - Blackstone Real Estate Income Trust Fund) (以下「ファンド」といいます。) の運用状況は次のとおりです。

### (1) 投資状況

#### 資産別および地域別の投資状況

(2024年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	アメリカ合衆国	209,062,978	87.75
	小計	209,062,978	87.75
現金およびその他の資産(負債控除後)		29,180,160	12.25
合計 (純資産総額)		238,243,138 (約36,318百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=152.44円によります。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

( 2 ) 運用実績

純資産の推移

2024年 7月末日および同日前 1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1 口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2023年 8月末日	315,171,145.11	48,044,689,361	10.40	1,585
9月末日	306,460,442.78	46,716,829,897	10.37	1,581
10月末日	296,387,529.05	45,181,314,928	10.28	1,567
11月末日	284,677,900.82	43,396,299,201	10.14	1,546
12月末日	275,720,639.00	42,030,854,209	10.03	1,529
2024年 1月末日	274,185,506.03	41,796,838,539	10.07	1,535
2月末日	269,781,389.75	41,125,475,053	10.12	1,543
3月末日	262,955,911.43	40,084,999,138	10.17	1,550
4月末日	259,604,985.63	39,574,184,009	10.21	1,556
5月末日	252,194,569.47	38,444,540,170	10.21	1,556
6月末日	245,017,531.24	37,350,472,462	10.20	1,555
7月末日	238,243,138.36	36,317,784,012	10.18	1,552

分配の推移

	1 口当たり分配金	
	米ドル	円
2024年 1月	0.00	0.00
設定来累計 ( 2024年 7月末日現在 )	0.00	0.00

収益率の推移

期間	収益率(注1)
2023年8月1日～ 2024年7月末日	- 1.36%

(注1) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終評価日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の評価日の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率(注2)
2022年	1.30%
2023年	- 0.99%
2024年	1.50%

(注2) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2024年については7月末日）の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

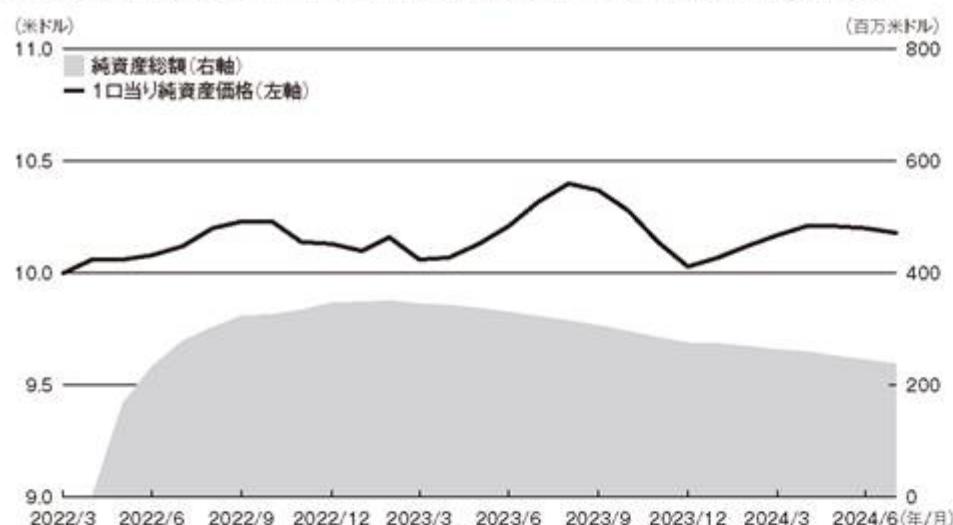
b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2022年の場合、10米ドル）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

## (参考情報)

### 純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2024年7月末日現在)

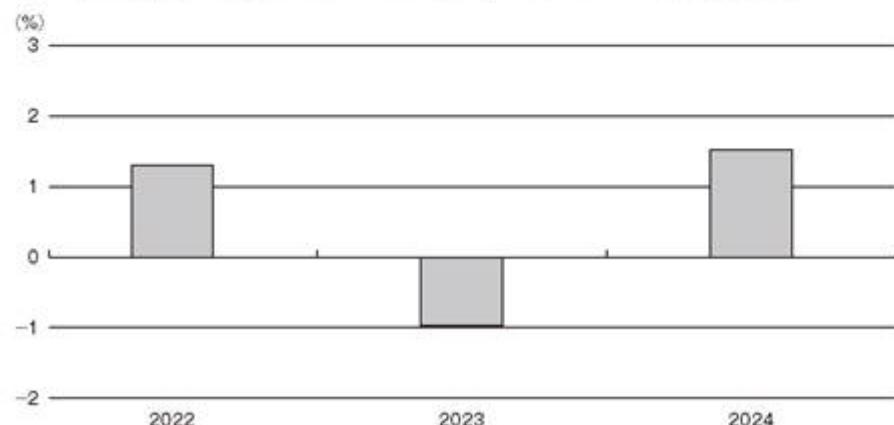


### 分配の推移

(単位:米ドル、1口当り、課税前)

2023年1月	0.00
2024年1月	0.00
設定来累計	0.00

### 収益率の推移 (暦年ベース) \*2022年は3月31日から、2024年は7月末まで



(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配差の額)

\*分配金に対する税金は考慮されておりません。

\*ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2024年7月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2024年7月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

販売口数	買戻口数	発行済口数
75,000 ( 75,000 )	7,999,000 ( 7,999,000 )	23,392,000 ( 23,392,000 )

(注) ( )の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したもので。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2024年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=152.44円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

( 1 ) 資産及び負債の状況

ノムラ・ファンド・セレクト - ブラックストーン・リアルエステート・インカム・トラスト・ファンド

純資産計算書

2024年 6月30日現在

( 米ドルで表示 )

	注記	(米ドル)	( 千円 )
<b>資産</b>			
純資産価額で評価した投資有価証券 ( 取得価額 : 204,427,013米ドル )	2	209,498,736	31,935,987
銀行預金		29,804,915	4,543,461
プローカーからの未収金		12,911,150	1,968,176
未収収益		791,805	120,703
現金および現金同等物に係る利息		10,928	1,666
設立費	2	54,132	8,252
<b>資産合計</b>		<b>253,071,666</b>	<b>38,578,245</b>
<b>負債</b>			
受益証券買戻未払金		7,156,540	1,090,943
未払費用	10	897,595	136,829
<b>負債合計</b>		<b>8,054,135</b>	<b>1,227,772</b>
<b>純資産</b>		<b>245,017,531</b>	<b>37,350,472</b>
発行済受益証券口数		24,011,000口	
1口当たり純資産価格		10.20	1,555円

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト - ブラックストーン・リアルエステート・インカム・トラスト・ファンド

発行済受益証券口数の変動表

2024年6月30日に終了した期間

期首現在発行済受益証券口数	27,503,000
発行受益証券口数	48,000
買戻受益証券口数	(3,540,000)
期末現在発行済受益証券口数	24,011,000

[次へ](#)

ノムラ・ファンド・セレクト - ブラックストーン・リアルエステート・インカム・トラスト・ファンド

財務書類に対する注記

2024年6月30日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ブラックストーン・リアルエステート・インカム・トラスト・ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2022年2月9日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する。またファンドは、

- ( ) 2027年3月31日またはそれ以降の日で、管理会社が投資顧問会社と協議した上で当該日より前に隨時決定する日、
- ( ) 設定日（2022年3月31日）から3年経過後のいずれかの時点で、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、投資顧問会社と協議した上で管理会社の裁量により、または
- ( ) ブラックストーン・リアルエステート・インカム・トラスト・インク（以下「投資対象ファンド」という。）の償還後、管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定した日に

償還する。

ファンドの投資目的は、安定的なインカムとキャピタル・ゲインの獲得を目指すことである。ファンドは、主として米国メリーランド州籍会社型不動産投資信託（REIT）である投資対象ファンドが発行するクラス 普通投資証券（以下「投資対象ファンド投資証券」という。）に投資することで、主に米国の商業用不動産を中心に、不動産債権にも実質的に投資する。

ファンドは、投資対象ファンド以外の上場REITもしくは非上場REITに投資を行わない。投資対象ファンド以外に投資可能な資産は現金および短期有価証券に限定される。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社および投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) その他の投資ビークルまたは投資ファンドの受益証券または投資証券は、これらの投資ビークルまたは投資ファンドの管理事務代行会社によって計算され、受託会社の意見において合理的であり、誠実に決定された、入手可能な直近の受益証券または投資証券1口当たり純資産価格で評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

### 投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

### 外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2024年6月30日現在の為替レート：

1米ドル = 0.93305 ヨーロ

### 設立費

ファンド受益証券の募集に関連する費用およびファンドの当初設立費用は、ファンドの資産から支払われ、これらの費用は、2022年3月31日から3年を超えない期間で償却される。

### 注3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、四半期ごとに後払い受領する。

ファンドが支払うものとして生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

### 注4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、四半期ごとに後払い受領する。

ファンドが支払うものとして生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

### 注5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.50%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、四半期ごとに後払い受領する。

ファンドが支払うものとして生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

### 注6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、四半期ごとに後払い受領する権利を有する。

ファンドが支払うものとして合理的に生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

また、保管会社は、ファンドの勘定のために保管会社が行うすべての付帯サービスの手数料として、受託会社と保管会社の間で隨時合意される金額の払戻しをファンドの資産から受けるものとする。

#### 注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドが支払うものとして合理的に生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

管理事務代行会社は、監査照会書類の発行、半期財務諸表の作成、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則以外の会計原則の使用等、特定の管理事務代行業務の遂行に関して、管理事務代行会社と受託会社の間で隨時合意される金額の払戻しをファンドの資産から受けるものとする。

#### 注8 - 販売会社報酬

販売会社は、その業務につき、各四半期中の各評価日に計算される、販売会社により販売されたファンド受益証券に応じたファンドの純資産総額の年率0.24%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

#### 注9 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.06%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

#### 注10 - 未払費用

(米ドル)	
投資顧問会社報酬	315,843
代行協会員報酬および販売会社報酬	189,299
管理事務代行報酬	63,115
保管会社報酬	18,952
受託会社報酬および管理会社報酬	12,624
海外登録費用	48,088
現金支出費	6,307
専門家報酬	11,882
その他の税金	231,485
未払費用	897,595

#### 注11 - 分配

原則として、管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議の上で、毎年1月9日に、受益者に対し年次分配を宣言することがある（1月9日がファンド営業日ではない場合、分配はその直前のファンド営業日に宣言される。）。

2024年6月30日に終了した期間に、ファンドは受益者に分配を行わなかった。

#### 注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

#### 注13 - 購入および買戻し

適格投資家は、受益証券を購入することができる。受益証券の発行および買戻しは、整数で行われる。

## 受益証券の購入

受益証券は、適格投資家に対して取引日（以下に定義する。）において継続的に募集される。各受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。ただし、取引締切時間（以下に定義する。）より前に受領されることを条件とする。投資者一人当たりの最低投資口数は5,000口とし、これを超える場合は1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。受益証券の申込みは口数指定で行われる。

「取引日」とは、各暦月の最終暦日および／または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定するその他の日をいう。

申込者は、以下の表に記載された金額の販売手数料（消費税またはその他の税金（適用ある場合）を除く。）を支払うこととが要求される。

申込口数	申込手数料
10万口未満	申込金額の3.00%
10万口以上50万口未満	申込金額の1.50%
50万口以上	申込金額の0.50%

受益証券の購入申込書は、申込みを行った取引日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により隨時決定することができるその他の日時（以下「取引締切時間」という。）までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。ただし、当該取引日がファンド営業日でない場合、受益証券の購入申込書は、当該取引日の前ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに受領されなければならない。

該当する取引日の翌月の最終ニューヨーク証券取引所営業日の10ニューヨーク証券取引所営業日前の5ファンド営業日後の日（または管理会社がその単独の裁量により隨時決定することができるその他の日時）までに米ドルでの支払いが受領されなければならない。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

## 受益証券の買戻し

受益証券は、各取引日において受益者の希望により買い戻される。各取引日に買戻請求をすることができる受益者一人当たりの最低買戻口数は1口とし、これを超える場合は1口単位とする（または管理会社が投資顧問会社と協議して決定するその他の単位とする。）。買戻通知は、申込みを行う取引日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が隨時決定することができるその他の日および／もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。ただし、当該取引日がファンド営業日でない場合、買戻通知は、当該取引日の前ファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）までに受領されなければならない。当該日時を過ぎて受領された買戻通知は、翌取引日に持ち越される。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。受益者により請求された買戻しに関して純資産価格の0.3%の信託財産留保額が課される。受益証券に適用される買戻価格の詳細は、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社から取得することができる。

各買戻注文は、関連する取引日の翌々月の第4ファンド営業日（または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の日）に処理される。

受益証券の買戻しに関する送金は、関連する取引日が属する月の翌々月の8ファンド営業日または管理会社が投資顧問会社と協議の上隨時決定することができるその他の日に、米ドルで、電信送金によって行われるものとする。

[次へ](#)

( 2 ) 投資有価証券明細表等

ノムラ・ファンド・セレクト -  
ブラックストーン・リアルエステート・インカム・トラスト・ファンド  
投資有価証券明細表  
2024年 6月30日現在  
( 米ドルで表示 )

数量(1)	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に占める割合( % )
アメリカ合衆国				
投資信託				
14,859,542	ブラックストーン・リアルエステート・インカム・トラスト・インク クラス 普通投資証券	204,427,013	209,498,736	85.50
		204,427,013	209,498,736	85.50
	アメリカ合衆国合計	204,427,013	209,498,736	85.50
		204,427,013	209,498,736	85.50
投資有価証券合計				

(1) 数量は、受益証券口数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

#### 4 管理会社の概況

##### （1）資本金の額

2024年7月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約8,245万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1ユーロ = 164.89円によります。

##### （2）事業の内容及び営業の状況

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しています。

管理会社は、2024年6月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約2,870億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	14	1,729,785,377.83 米ドル
		2	1,559,024.63 ユーロ
		6	76,260,338.07 豪ドル

##### （3）その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

[次へ](#)

## 5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第 5 項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3 第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2024年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 164.89円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

( 1 ) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
貸借対照表  
2024年3月31日現在  
( 単位 : ユーロ )

	注記	2024年3月31日		2023年3月31日		
		ユーロ	千円	ユーロ	千円	
<b>資産</b>						
<b>固定資産</b>						
金融資産						
関連会社株式	5	600,000	98,934	600,000	98,934	
長期保有目的投資有価証券	5	13,951	2,300	12,873	2,123	
		613,951	101,234	612,873	101,057	
<b>流動資産</b>						
債権						
売掛金						
a ) 1年以内に期限到来	7	1,792,921	295,635	1,741,153	287,099	
銀行預金および手許現金	9	4,135,394	681,885	3,930,034	648,023	
		5,928,315	977,520	5,671,187	935,122	
前払金		108,830	17,945	-	-	
<b>資産合計</b>		<b>6,651,096</b>	<b>1,096,699</b>	<b>6,284,060</b>	<b>1,036,179</b>	
<b>資本、準備金および負債</b>						
<b>資本および準備金</b>						
払込済資本	3	500,000	82,445	500,000	82,445	
繰越損益	4	3,873,425	638,689	3,530,003	582,062	
当期損益		321,048	52,938	343,422	56,627	
		4,694,473	774,072	4,373,425	721,134	
<b>債務</b>						
買掛金						
a ) 1年以内に期限到来	7	161,473	26,625	125,822	20,747	
関連会社に対する債務						
a ) 1年以内に期限到来	7 , 9	1,795,150	296,002	1,784,813	294,298	
		1,956,623	322,628	1,910,635	315,045	
<b>資本、準備金および負債合計</b>		<b>6,651,096</b>	<b>1,096,699</b>	<b>6,284,060</b>	<b>1,036,179</b>	

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

( 2 ) 損益の状況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
損益計算書  
2024年3月31日に終了した年度  
( 単位 : ユーロ )

注記	2024年3月31日終了年度		2023年3月31日終了年度	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
1 から 5 . 総損益	10	370,054	61,018	394,954
10 . 固定資産の一部を構成する その他の投資および貸付からの収益				
b ) a ) に含まれないその他の収益		258	43	118
13 . 金融資産および流動資産として保有 される投資有価証券に係る評価額調整	5	357	59	(858)
14 . 未払利息および類似の費用				
a ) 関連会社に関連するもの	9	-	-	(7,612)
b ) その他の利息および類似の費用	11	(49,621)	(8,182)	(43,180)
16 . 税引後損益		321,048	52,938	343,422
18 . 当期損益		321,048	52,938	343,422
				56,627

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
財務諸表注記  
2024年3月31日現在  
(単位：ユーロ)

## 1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて免税会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登記上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ペールシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ペールシーの連結財務諸表は、英国、E C 4 R 3 A B ロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登記上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-13-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および管理サービスを提供し、それによって受託および管理報酬を得ることである。

## 2. 重要な会計方針

### 作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

### 外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

### 費用

費用は発生主義で計上される。

### 受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

### 総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

### 金融資産

金融資産は低価法で測定される。

### 3. 払込済資本

発行済みで全額払込済みの株主資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

### 4. 繰越損益

	(ユーロ)
2022年3月31日現在残高	3,187,125
前期損益	342,878
<b>2023年3月31日現在残高</b>	<b>3,530,003</b>
2023年3月31日現在残高	3,530,003
前期損益	343,422
<b>2024年3月31日現在残高</b>	<b>3,873,425</b>

### 5. 金融資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

#### 関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価(ユーロ)	2024年3月31日現在の監査済純資産(ユーロ)
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	3,206,301

#### 長期保有目的投資有価証券

長期保有目的投資有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的投資有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2024年 (ユーロ)	2023年 (ユーロ)
<b>取得原価：</b>		
期首現在	14,106	16,070
期中の取得	921	571
期中の売却	(157)	(2,535)
<b>期末現在</b>	<b>14,870</b>	<b>14,106</b>
<b>価格調整：</b>		
期首現在	(1,233)	(507)
当期価格調整	314	(726)
<b>期末現在</b>	<b>(919)</b>	<b>(1,233)</b>
<b>為替の影響</b>		
期首現在	-	(161)
当期価格調整	-	161
<b>期末現在</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>期末の正味価値</b>	<b>13,951</b>	<b>12,873</b>
<b>期末の市場価値</b>	<b>15,347</b>	<b>14,518</b>

## 6. 税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2034年1月6日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはそのような税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

## 7. 債権および債務

### 債権

2024年3月31日現在、売掛金残高は、投資信託委託手数料および管理運用業務報酬からの未収金で構成されている。

### 債務

2024年3月31日現在、債務は、監査費用およびその他の保証業務費用161,473ユーロ（2023年3月31日：125,822ユーロ）、2015年と2016年に当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された2つの契約に代わる2024年3月に効力を生じた契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬142,150ユーロ（2023年3月31日：179,813ユーロ）で、また、2014年3月31日付で当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬1,653,000ユーロ（2023年3月31日：1,605,000ユーロ）で構成される。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.により提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

## 8. 従業員

当社は、2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

## 9. 関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（ルクセンブルグにおいて設立）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2024年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に開設した当座勘定に係る借入利息の支払いはなかった（2023年3月31日に終了した年度：7,612ユーロ）。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

さらに当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより報酬を請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

## 10. 総損益

2024年3月31日および2023年3月31日に終了した年度において、以下のとおり分析される。

	2024年3月31日 (ユーロ)	2023年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	7,357,376	7,816,970
その他の外部費用	(6,987,322)	(7,422,016)
	370,054	394,954

2024年3月31日に終了した年度において、その他の外部費用は、主に、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払年間報酬6,210,000ユーロ（2023年3月31日に終了した年度：6,575,000ユーロ）およびその他の報酬の総額777,322ユーロ（2023年3月31日に終了した年度：847,016ユーロ）で構成されている。

11. その他の利息および類似費用

2024年3月31日に終了した年度において、当社はスポットの為替取引に係る純損失49,621ユーロ（2023年3月31日に終了した年度：純損失43,180ユーロ）を計上した。

12. 運用資産

当社が受益者として保有するものではないが、投資運用責任を有する資産については、貸借対照表には含まれていない。

2024年3月31日現在における当該資産残高は約39,579百万ユーロ（2023年3月31日：35,952百万ユーロ）である。

13. 後発事象

2024年3月31日より後に、2024年3月31日現在の年次財務書類に調整または追加の開示を必要とする事象は発生していない。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

**Balance sheet as at March 31, 2024**  
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>March 31, 2024</i>	<i>March 31, 2023</i>
<b>ASSETS</b>			
<b>FIXED ASSETS</b>			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	13,951	12,873
		613,951	612,873
<b>CURRENT ASSETS</b>			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year	7	1,792,921	1,741,153
Cash at bank and in hand	9	4,135,394	3,930,034
		5,928,315	5,671,187
PREPAYMENTS		108,830	---
<b>TOTAL (ASSETS)</b>		<b>6,651,096</b>	<b>6,284,060</b>
<b>CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES</b>			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Results brought forward	4	3,873,425	3,530,003
Results for the financial year		321,048	343,422
		4,694,473	4,373,425
<b>CREDITORS</b>			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	161,473	125,822
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	1,795,150	1,784,813
		1,956,623	1,910,635
<b>TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)</b>		<b>6,651,096</b>	<b>6,284,060</b>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and loss account  
for the year ended March 31, 2024  
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2024	March 31, 2023
1. to 5. Gross results	10	370,054	394,954
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets b) other income not included under a)		258	118
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	357	(858)
14. Interest payable and similar expenses a) concerning affiliated undertakings b) other interest and similar expenses	9 11	— (49,621)	(7,612) (43,180)
16. Results after taxation		321,048	343,422
18. Results for the financial year		<u>321,048</u>	<u>343,422</u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements  
As at March 31, 2024  
(expressed in Euro)

**Note 1 – General**

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Act of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-13-1, Nihonbashi, Chuo, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

**Note 2 – Summary of significant accounting policies**

Basis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)  
As at March 31, 2024  
(expressed in Euro)

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross results

Gross results includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Note 3 – Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Results brought forward

	EUR
Balance as at March 31, 2022	3,187,125
Previous year's results	<u>342,878</u>
Balance as at March 31, 2023	<u>3,530,003</u>
Balance as at March 31, 2023	3,530,003
Previous year's results	<u>343,422</u>
Balance as at March 31, 2024	<u>3,873,425</u>

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

**Notes to the financial statements (continued)**  
**As at March 31, 2024**  
(expressed in Euro)

**Note 5 – Financial assets**

Financial fixed assets consist of:

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Audited Net Equity March 31, 2024 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	3,206,301

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	2024 EUR	2023 EUR
Acquisition cost		
at the beginning of the year	14,106	16,070
acquisitions during the year	921	571
disposals during the year	(157)	(2,535)
at the end of the year	<u>14,870</u>	<u>14,106</u>
Value adjustments		
at the beginning of the year	(1,233)	(507)
value adjustments for the year	314	(726)
at the end of the year	<u>(919)</u>	<u>(1,233)</u>
Foreign exchange impact		
at the beginning of the year	---	(161)
value adjustments for the year	---	161
at the end of the year	<u>---</u>	<u>---</u>
Net value at the end of the year	<u>13,951</u>	<u>12,873</u>
Market value at the end of the year	<u>15,347</u>	<u>14,518</u>

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)  
As at March 31, 2024  
(expressed in Euro)

**Note 6 – Taxation**

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until January 6, 2034. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

**Note 7 – Debtors and Creditors**

Debtors:

As at March 31, 2024, the trade debtor balance consists of commissions and fees receivable from investment funds for trust and management services.

Creditors:

As at March 31, 2024, they consist of audit fees and other assurance services fees for an amount of EUR 161,473 (March 31, 2023: EUR 125,822) fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 142,150 (March 31, 2023: EUR 179,813) following an agreement signed between the two entities effective March 2024 and replacing two agreements originally signed in 2015 and 2016, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 1,653,000 (March 31, 2023: EUR 1,605,000) following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

**Note 8 – Staff**

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2024 and March 31, 2023.

**Note 9 – Related party transactions**

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended March 31, 2024, the Company paid no debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (March 31, 2023: paid EUR 7,612). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)  
As at March 31, 2024  
(expressed in Euro)

Note 10 – Gross results

For the years ended March 31, 2024 and 2023, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2024 EUR	March 31, 2023 EUR
Management fees	7,357,376	7,816,970
Other external charges	<u>(6,987,322)</u>	<u>(7,422,016)</u>
	<u>370,054</u>	<u>394,954</u>

For the year ended March 31, 2024, the Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 6,210,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2023: EUR 6,575,000) and other fees for a total amount of EUR 777,322 (March 31, 2023: EUR 847,016).

Note 11 – Other interest and similar expenses

For the year ended March 31, 2024, the Company incurred a net loss on spot foreign exchange transactions for an amount of EUR 49,621 (March 31, 2023: net loss for EUR 43,180).

Note 12 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 39,579 million as at March 31, 2024 (March 31, 2023: EUR 35,952 million).

Note 13 – Subsequent events

No events have occurred subsequent to March 31, 2024 that would require adjustment to or additional disclosure in the annual accounts as of March 31, 2024.

[次へ](#)

(2) その他の訂正

\* 訂正部分を傍線で示します。

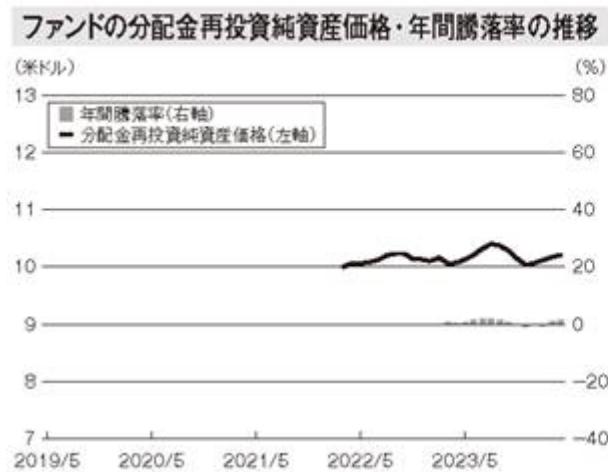
## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 3 投資リスク

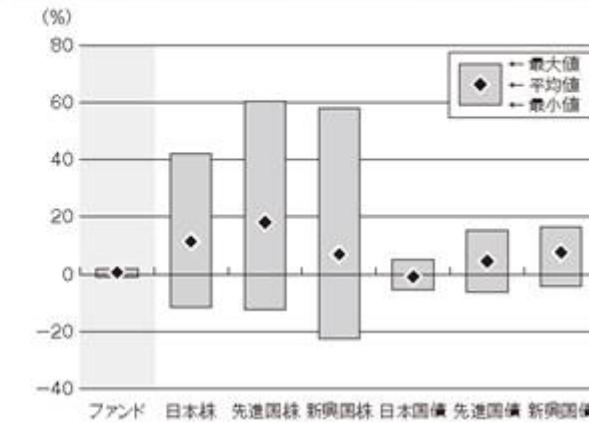
##### 参考情報

<訂正前>



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2022年3月31日に運用を開始したため、年間騰落率は2023年3月から2024年4月の期間となります。なお、ファンドは2024年4月末まで分配の実績はありません。

#### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

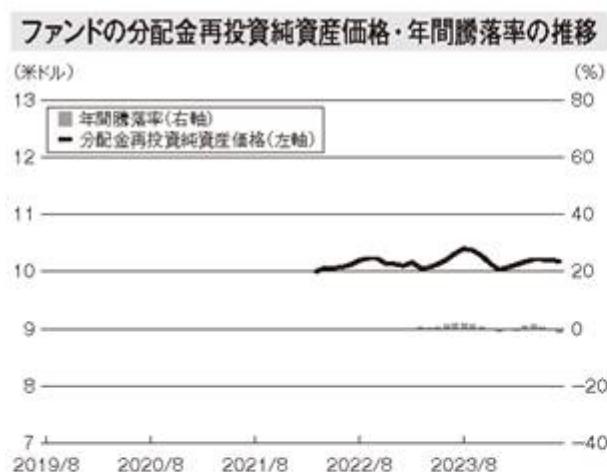


出所:Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2019年5月から2024年4月の5年間(ファンドは2023年3月から2024年4月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

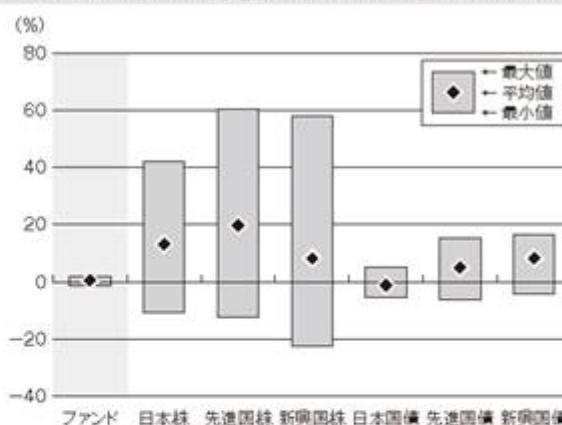
(後略)

<訂正後>



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドは2022年3月31日に運用を開始したため、年間騰落率は2023年3月から2024年7月の期間となります。なお、ファンドは2024年7月末まで分配の実績はありません。

**ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較**



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	2.0	42.1	60.3	57.9	5.3	15.3	16.6
最小値(%)	-1.4	-10.8	-12.5	-22.7	-5.4	-6.1	-4.2
平均値(%)	0.5	13.2	19.7	8.2	-1.2	5.0	8.2

出所:Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2019年8月から2024年7月の5年間(ファンドは2023年3月から2024年7月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(後略)

## 独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
取締役会 御中

### 財務諸表の監査報告書

#### 監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2024年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の情報を含む財務書類に対する注記で構成される、財務諸表について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務諸表は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、貴社の2024年3月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の財務実績についてすべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

#### 意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下、「I E S B A 規程」という。）に従って貴社から独立した立場にあり、我々はI E S B A 規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

#### 財務諸表に対する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して当財務諸表の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成において、経営陣は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が貴社の清算または運営の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

#### 財務諸表の監査に関する監査人の責任

当報告書は、取締役会のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で述べることが求められている事項を取締役会に述べるために引き受けており、それ以外の目的はない。法の許す最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務、当報告書、または我々が形成する意見に関して、貴社および取締役会以外に誰に対しても責任を引受けずまた負わない。

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高い水準の保証ではあるが、I S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保つている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務諸表における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。
- ・開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容について、また、財務諸表が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は取締役会に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

グランド・ケイマン、ケイマン諸島

2024年6月27日

[次へ](#)

## Independent Auditor's Report

The Board of Directors  
Global Funds Trust Company

### Report on the Audit of the Financial Statements

#### Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the "Company"), which comprise the balance sheet as at March 31, 2024, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2024, and its financial performance for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

#### Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards)* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### Responsibilities of Management and the Board of Directors for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

#### Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinion we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.  
Grand Cayman, Cayman Islands  
June 27, 2024

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。